

措置状況の公表について

令和2年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年12月27日

井原市監査委員 長野 隆
井原市監査委員 三宅 文雄

指摘事項の内容	指摘に基づき講じた措置の内容
<p>【都市施設課】 「改善すべき事項」 郵券受払簿について、修正箇所が多く訂正印漏れも見受けられるなど煩雑になっているため、適正管理に努められたい。</p>	<p>郵券受払簿について使用状況が煩雑になっていたため、郵券の受払毎に検算を行うようにした。また、記入事項に訂正がある場合は見え消しの上、訂正印を押すようにした。さらに、切手の枚数と受払簿を定期的に確認し、表計算ソフトへ打ち換えを行い適正管理に努めるようにした。</p>
<p>【農林課、農業委員会事務局】 「改善すべき事項」 郵券受払簿について、残高が使用枚数と合致していなかった。また修正箇所が多く訂正印漏れも見受けられるなど煩雑になっているため、適正管理に努められたい。</p>	<p>残高と使用枚数の不一致については、封筒貼り付け分を別に管理していたため、郵券受払簿に含まれていなかったことによる。封筒貼り付け分についても、郵券受払簿に記入し、一括して管理を行う。</p> <p>課職員に郵券受払簿の正確な記入に努めるとともに、誤った際には必ず訂正印を押すこと、また、利用毎に残高、残枚数の確認を行うように周知する。併せて、庶務担当係長により定期的に確認を行うこととした。</p>
<p>【教育総務課】 「改善すべき事項」 郵券受払簿について、修正箇所に訂正印漏れが見受けられたので、適正管理に努められたい。</p>	<p>指摘のあった箇所については、訂正印を押印した。</p> <p>更に、使用している教育総務課・学校教育課の職員に、記入事項に訂正がある場合は、訂正印を押すよう指導した。</p> <p>また、定期的に受払簿の確認を行うこととした。</p>

